

平成 2 5 年 流 山 市 議 会 第 3 回 定 例 会 議 案

9 月 5 日 招 集  
流 山 市

## 目 次

- 6 1 平成 2 5 年度流山市一般会計補正予算（第 4 号）
- 6 2 流山市保険料等に係る延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について
- 6 3 流山市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 4 工事請負契約の締結について（鱈ヶ崎調整池築造工事）
- 6 5 財産の取得について（（仮称）鱈ヶ崎地区緑地用地取得）
- 6 6 平成 2 5 年度流山市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 6 7 平成 2 5 年度流山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 6 8 平成 2 4 年度流山市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 6 9 平成 2 4 年度流山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 7 0 流山市高齢者福祉センター森の倶楽部の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 1 流山市高齢者趣味の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 2 流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 3 平成 2 5 年度流山市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 7 4 平成 2 4 年度流山市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 7 5 和解について
- 7 6 平成 2 5 年度流山市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 7 7 平成 2 5 年度流山市公共下水道特別会計補正予算（第 1 号）
- 7 8 平成 2 4 年度流山市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 7 9 平成 2 4 年度流山市公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 8 0 平成 2 4 年度流山市水道事業会計決算認定について
- 8 1 流山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一

部を改正する条例の制定について

- 8 2 流山市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 3 流山市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 4 市道路線の認定について
- 8 5 平成24年度流山市一般会計歳入歳出決算認定について
  
- 1 6 平成24年度健全化判断比率について
- 1 7 平成24年度資金不足比率について
- 1 8 専決処分の報告について
- 1 9 専決処分の報告について
- 2 0 専決処分の報告について

議案第 62 号

流山市保険料等に係る延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について

流山市保険料等に係る延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整理等に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成25年9月5日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 地方税における延滞金の割合の見直しに合わせ、保険料等の延滞金の割合を引き下げるためである。

流山市保険料等に係る延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整理等に関する条例

(流山市流山都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第1条 流山市流山都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(昭和60年流山市条例第15号)の一部を次のように改正する。

附則第3項を次のように改める。

(延滞金の割合の特例)

3 当分の間、第11条に規定する延滞金の年14.5パーセント及び7.25パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.5パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合)とする。

(流山市国民健康保険条例の一部改正)

第2条 流山市国民健康保険条例(平成3年流山市条例第6号)の一部を次のように改正する。

附則第7条を次のように改める。

(延滞金の割合の特例)

第7条 当分の間、第22条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセント及び7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に

年 7. 3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7. 3 パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7. 3 パーセントの割合を超える場合には、年 7. 3 パーセントの割合）とする。

（流山市国民健康保険高額療養費資金貸付条例の一部改正）

第 3 条 流山市国民健康保険高額療養費資金貸付条例（平成 1 2 年流山市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条中「年 1 4. 6 パーセントの割合（延滞期間が 1 か月以下の期間については、年 7. 3 パーセント）」を「年 1 4. 6 パーセント（延滞期間が 1 か月以下の期間については、年 7. 3 パーセント）の割合」に改める。

附則第 2 項を次のように改める。

（延滞金の割合の特例）

2 当分の間、第 1 5 条に規定する延滞金の年 1 4. 6 パーセント及び 7. 3 パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）第 9 3 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年 7. 3 パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年 1 4. 6 パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7. 3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7. 3 パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7. 3 パーセントの割合を超える場合には、年 7. 3 パーセントの割合）とする。

（流山市介護保険条例の一部改正）

第 4 条 流山市介護保険条例（平成 1 2 年流山市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

附則第 6 条を次のように改める。

（延滞金の割合の特例）

第 6 条 当分の間、第 8 条第 1 項に規定する延滞金の年 1 4. 6 パーセント及び 7. 3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、

各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

（流山市介護保険高額介護サービス費等資金貸付条例の一部改正）

第5条 流山市介護保険高額介護サービス費等資金貸付条例（平成13年流山市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第16条中「年14.6パーセントの割合（延滞期間が1か月以下の期間については、年7.3パーセント）」を「年14.6パーセント（延滞期間が1か月以下の期間については、年7.3パーセント）の割合」に改める。

附則第2項を次のように改める。

（延滞金の割合の特例）

2 当分の間、第16条に規定する延滞金の年14.6パーセント及び7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

(流山市国民健康保険出産費資金貸付条例の一部改正)

第6条 流山市国民健康保険出産費資金貸付条例(平成13年流山市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第15条中「年14.6パーセントの割合(延滞期間が1か月以下の期間については、年7.3パーセント)」を「年14.6パーセント(延滞期間が1か月以下の期間については、年7.3パーセント)の割合」に改める。

附則第2項を次のように改める。

(延滞金の割合の特例)

- 2 当分の間、第15条に規定する延滞金の年14.6パーセント及び7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

(流山市民福祉活動事業運営資金貸付条例の一部改正)

第7条 流山市民福祉活動事業運営資金貸付条例(平成15年流山市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第26条中「14.6パーセント」を「14.6パーセント(延滞期間が1か月以下の期間については、年7.3パーセント)」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(延滞金の割合の特例)

- 2 当分の間、第26条に規定する延滞金の年14.6パーセント及び7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特

例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

（流山市後期高齢者医療に関する条例の一部改正）

第8条 流山市後期高齢者医療に関する条例（平成20年流山市条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則第3条を次のように改める。

（延滞金の割合の特例）

第3条 当分の間、第5条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセント及び7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

（流山市流山都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正

に伴う経過措置)

- 2 この条例による改正後の流山市流山都市計画下水道事業受益者負担に関する条例附則第3項の規定は、延滞金のうちこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

（流山市国民健康保険条例の一部改正に伴う経過措置）

- 3 この条例による改正後の流山市国民健康保険条例附則第7条の規定は、延滞金のうち施行日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

（流山市国民健康保険高額療養費資金貸付条例の一部改正に伴う経過措置）

- 4 この条例による改正後の流山市国民健康保険高額療養費資金貸付条例附則第2項の規定は、延滞金のうち施行日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

（流山市介護保険条例の一部改正に伴う経過措置）

- 5 この条例による改正後の流山市介護保険条例附則第6条の規定は、延滞金のうち施行日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

（流山市介護保険高額介護サービス費等資金貸付条例の一部改正に伴う経過措置）

- 6 この条例による改正後の流山市介護保険高額介護サービス費等資金貸付条例附則第2項の規定は、延滞金のうち施行日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

（流山市国民健康保険出産費資金貸付条例の一部改正に伴う経過措置）

- 7 この条例による改正後の流山市国民健康保険出産費資金貸付条例附則第2項の規定は、延滞金のうち施行日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

（流山市民福祉活動事業運営資金貸付条例の一部改正に伴う経過措置）

- 8 この条例による改正後の流山市民福祉活動事業運営資金貸付条例第

26条及び附則第2項の規定は、延滞金のうち施行日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

(流山市後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

9 この条例による改正後の流山市後期高齢者医療に関する条例附則第3条の規定は、延滞金のうち施行日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

議案第 63 号

流山市税条例の一部を改正する条例の制定について  
流山市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成25年9月5日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 地方税法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第173号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成25年総務省令第66号）がそれぞれ平成25年6月12日に公布されたことに伴い、個人市民税に係る年金特別徴収の見直し及び金融所得課税について改めるものである。

## 流山市税条例の一部を改正する条例

流山市税条例（昭和26年流山市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第44条の2第1項中「を当該年度の」の次に「初日の属する年の」を加え、同項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とする。

第44条の5第1項中「当該年度の前年度において第44条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収された年金所得に係る特別徴収税額に相当する額」を「当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第41条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収した場合においては、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額）の2分の1に相当する額」に改める。

附則第3条の4中「附則第14条第1項」の次に「、附則第14条の2第1項」を加える。

附則第11条の3の見出し中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第1項中「及び次項」及び「において、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第32条第4項に規定する申告書を提出したとき」を削り、「配当所得については、同条第1項」を「利子所得及び配当所得については、第32条第1項」に、「配当所得の金額（以下」を「利子所得の金額及び配当所得の金額として令附則第16条の2の11第3項で定めるところにより計算した金額（以下」に、「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額」に、「課税配当所得」を「課税配当所得等」に改め、同条第2項中「市民税」を「前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第32条第

4項に規定する申告書を提出した場合に限り適用するものとし、市民税」に、「上場株式等の配当等」を「特定上場株式等の配当等」に改め、同条第3項第1号、第3号及び第4号中「配当所得」を「配当所得等」に改める。

附則第14条の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同条第1項中「株式等に」を「一般株式等に」に、「附則第18条第6項」を「附則第18条第5項」に改め、「当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第32条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。」を削り、「第2項第1号」を「次項第1号」に改め、同条第2項第1号、第3号及び第4号中「株式等」を「一般株式等」に改める。

附則第14条の2を次のように改める。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）  
第14条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、第32条第1項及び第2項並びに第33条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条の2第5項に定めるところにより計算した金額（当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第32条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（次項において準用する前条第2項第1号の規定により読み替えて適用される第33条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第2項中「附則第14条第1項」とあるのは「附則第14条の2第1項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「租税特別措置法」とあるのは「租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法」と読み替えるものとする。

附則第14条の3から第14条の6までを削る。

附則第14条の7第2項第1号中「附則第14条の7第1項」を「附則第14条の3第1項」に改め、同項第2号中「及び附則第14条の7第1項」を「及び附則第14条の3第1項」に改め、「中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第14条の7第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項」を削り、「並びに附則第14条の7第1項の規定による市民税の所得割の額」を「並びに附則第14条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」に改め、「及び同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の7第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削り、同項第3号及び第4号中「附則第14条の7第1項」を「附則第14条の3第1項」に改め、同条を附則第14条の3とする。

附則第14条の7の2を削る。

附則第14条の7の3第2項第1号中「附則第14条の7の3第1項」を「附則第14条の4第1項」に改め、同項第2号中「及び附則第14条の7の3第1項」を「及び附則第14条の4第1項」に改め、「中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第14条の7の3第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同項」を削り、「並びに附則第14条の7の3第1項の規定による市民税の所得割の額」を「並びに附則第14条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」に改め、「及び同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の7の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削り、同項第3号及び第4号中「附則第14条の7の3第1項」を「附則第14条の4第1項」に改め、同条第5項第1号中「附則第14条の7の3第3項」を「附則第14条の4第3項」に改め、同項第2号中「及び附則第14条の7の3第3項」を「及び附則第14条の4第3項」に改め、「中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額

並びに附則第14条の7の3第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同項」を削り、「並びに附則第14条の7の3第3項の規定による市民税の所得割の額」を「並びに附則第14条の4第3項の規定による市民税の所得割の額」に改め、「及び同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の7の3第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削り、「附則第14条の7の3第4項」を「附則第14条の4第4項」に改め、同項第3号中「附則第14条の7の3第3項」を「附則第14条の4第3項」に、「配当所得」を「利子所得の金額又は配当所得」に改め、同項第4号及び同条第6項中「附則第14条の7の3第3項」を「附則第14条の4第3項」に改め、同条を附則第14条の4とする。

附則第14条の7の4を削る。

#### 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第44条の2第1項及び第44条の5第1項の改正規定並びに次条第2項の規定 平成28年10月1日

(2) 附則第3条の4、第11条の3及び第14条から第14条の7の4までの改正規定並びに次条第3項の規定 平成29年1月1日

(経過措置)

第2条 平成28年1月1日前に発行された所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）第8条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の12第7項に規定する割引債（同条第9項に規定する特定短期公社債を除く。）について支払を受けるべき同条第7項に規定する償還差益に対して課する個人の市民税については、なお従前の例による。

2 この条例による改正後の流山市税条例（以下「新条例」という。）第44条の2及び第44条の5の規定は、平成28年10月1日以後の地方税法第317条の2第1項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収について適用し、同日前の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収については、なお従前の例による。

3 新条例附則第3条の4、第11条の3及び第14条から第14条の4までの規定中個人の市民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

議案第 64 号

工事請負契約の締結について  
市は、次の工事請負契約を締結する。

平成25年9月5日提出

流山市長 井崎 義治

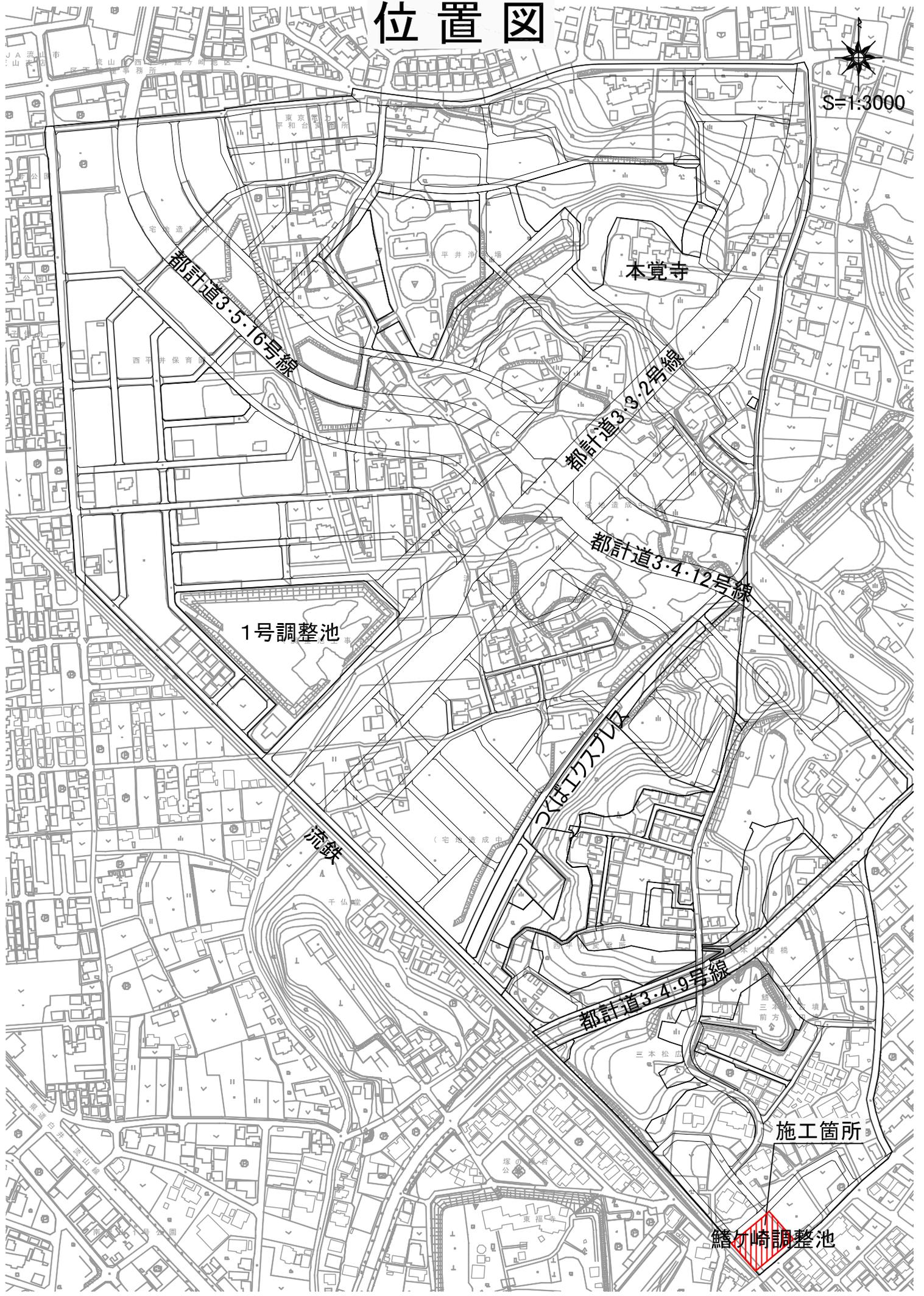
- |   |        |   |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的  | 鱒ヶ崎調整池築造工事  |
| 2 | 契約の方法  | 一般競争入札  |
| 3 | 契約の金額  | 576,387,000円                                      |
| 4 | 契約の相手方 | 千葉県千葉市中央区本千葉町10番5号<br>大豊建設株式会社 東関東支店<br>支店長 大橋 雅之 |

## 参考資料

### 鱒ヶ崎調整池築造工事概要

- 1 工事場所 流山市大字鱒ヶ崎地先
- 2 工事概要
  - (1) 調整池築造工 貯留量 4,750 立方メートル
  - (2) 排水ポンプ設置工 一式
  - (3) 電気設備工 一式
- 3 工期 議会の議決の日の翌日から 630 日間
- 4 設計 千葉県我孫子市久寺家 2 丁目 15 番 13 号  
日本水工設計株式会社 千葉東葛事務所
- 5 施工 千葉県千葉市中央区本千葉町 10 番 5 号  
大豊建設株式会社 東関東支店
- 6 工事費 576,387,000 円

# 位置図

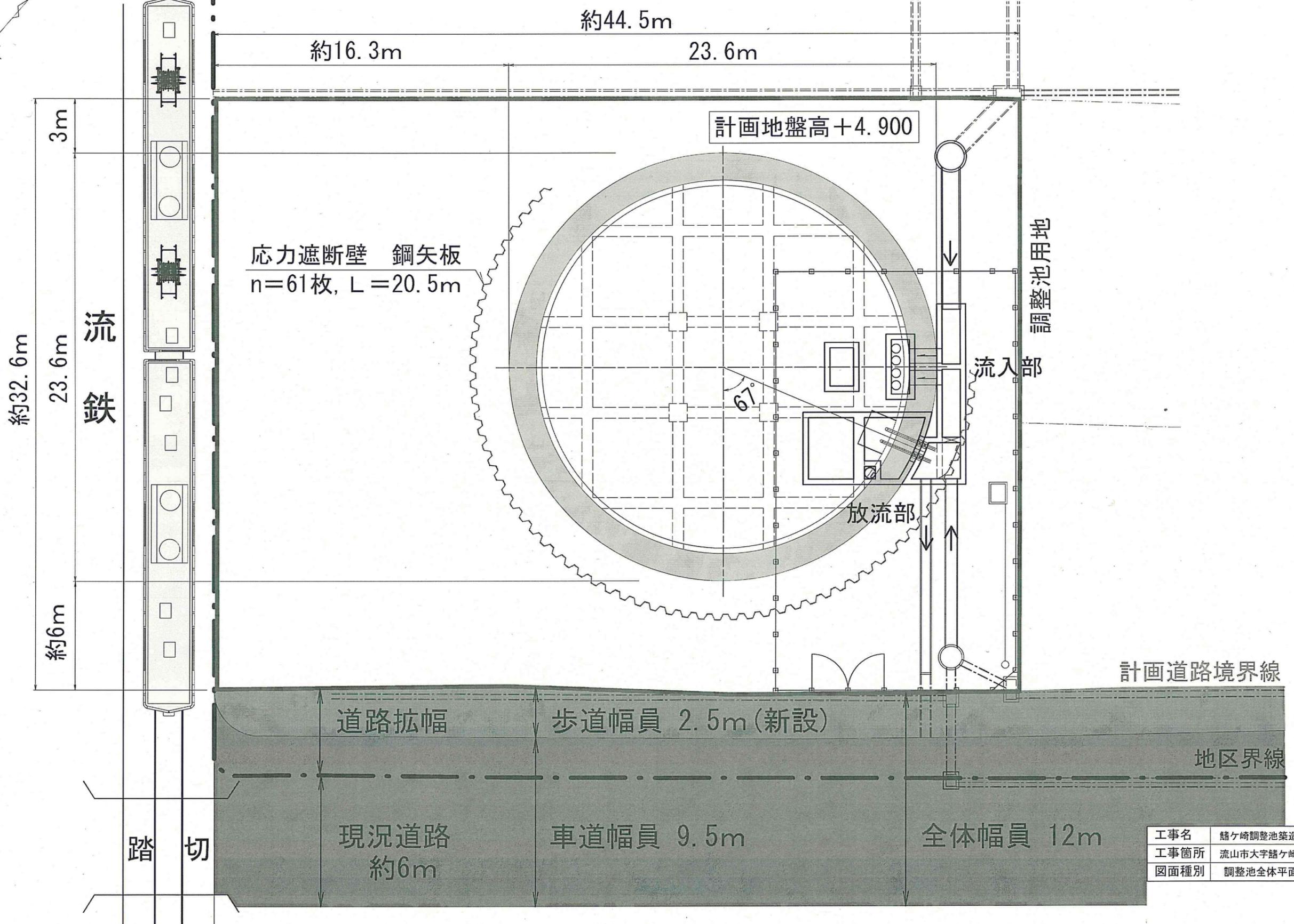


施工箇所



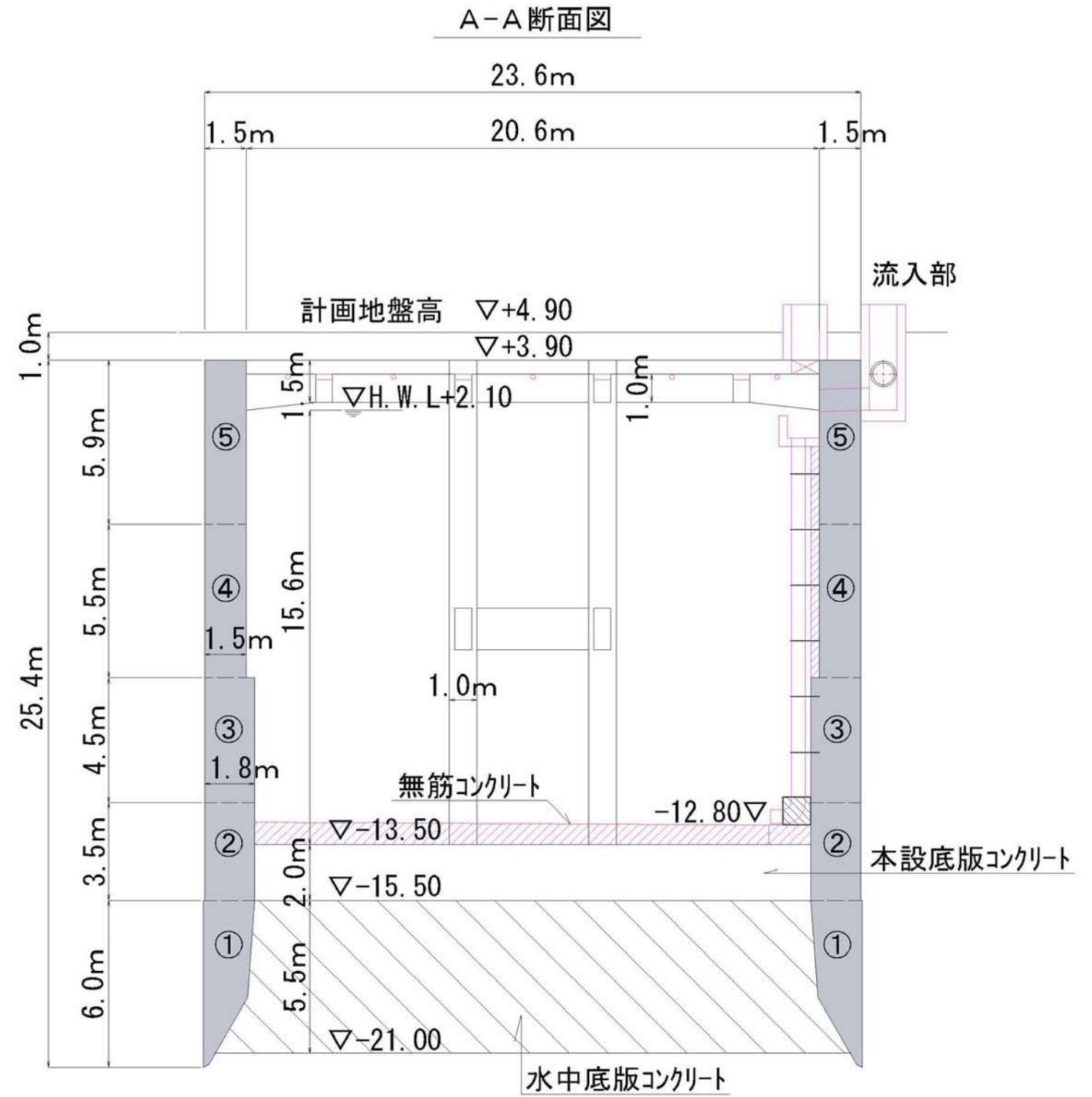
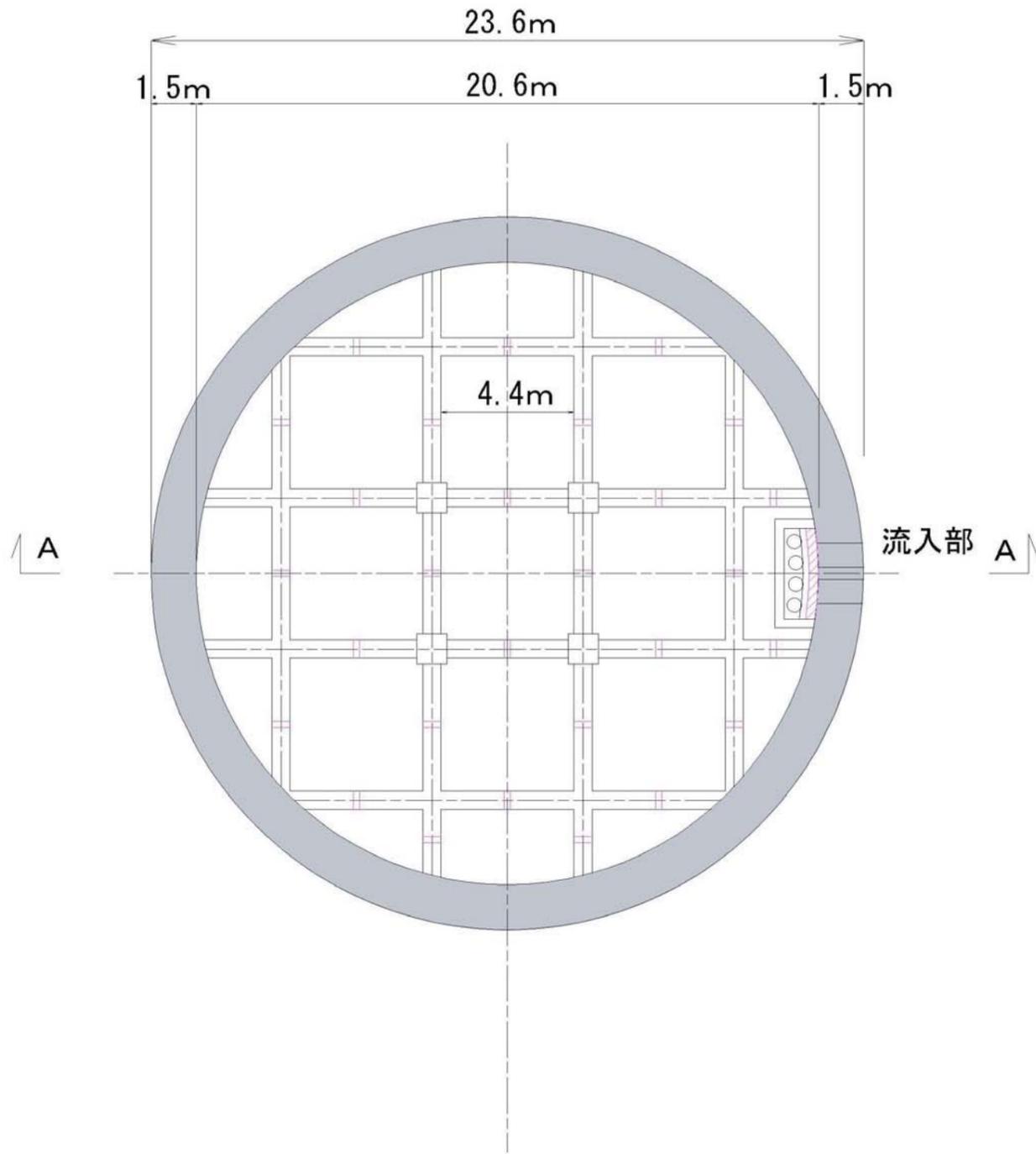
鑓ヶ崎調整池

鱈ヶ崎調整池全体平面図 S = 1 : 200



工事名	鱈ヶ崎調整池築造工事
工事箇所	流山市大字鱈ヶ崎地先
図面種別	調整池全体平面図

鱒ヶ崎調整池構造図 s = 1 : 200



工事名	鱒ヶ崎調整池築造工事
工事箇所	流山市大字鱒ヶ崎地先
図面種別	調整池構造図

議案第 65 号

財産の取得について  
市は、次の財産を取得する。

平成25年9月5日提出

流山市長 井崎 義治

1 財産の表示

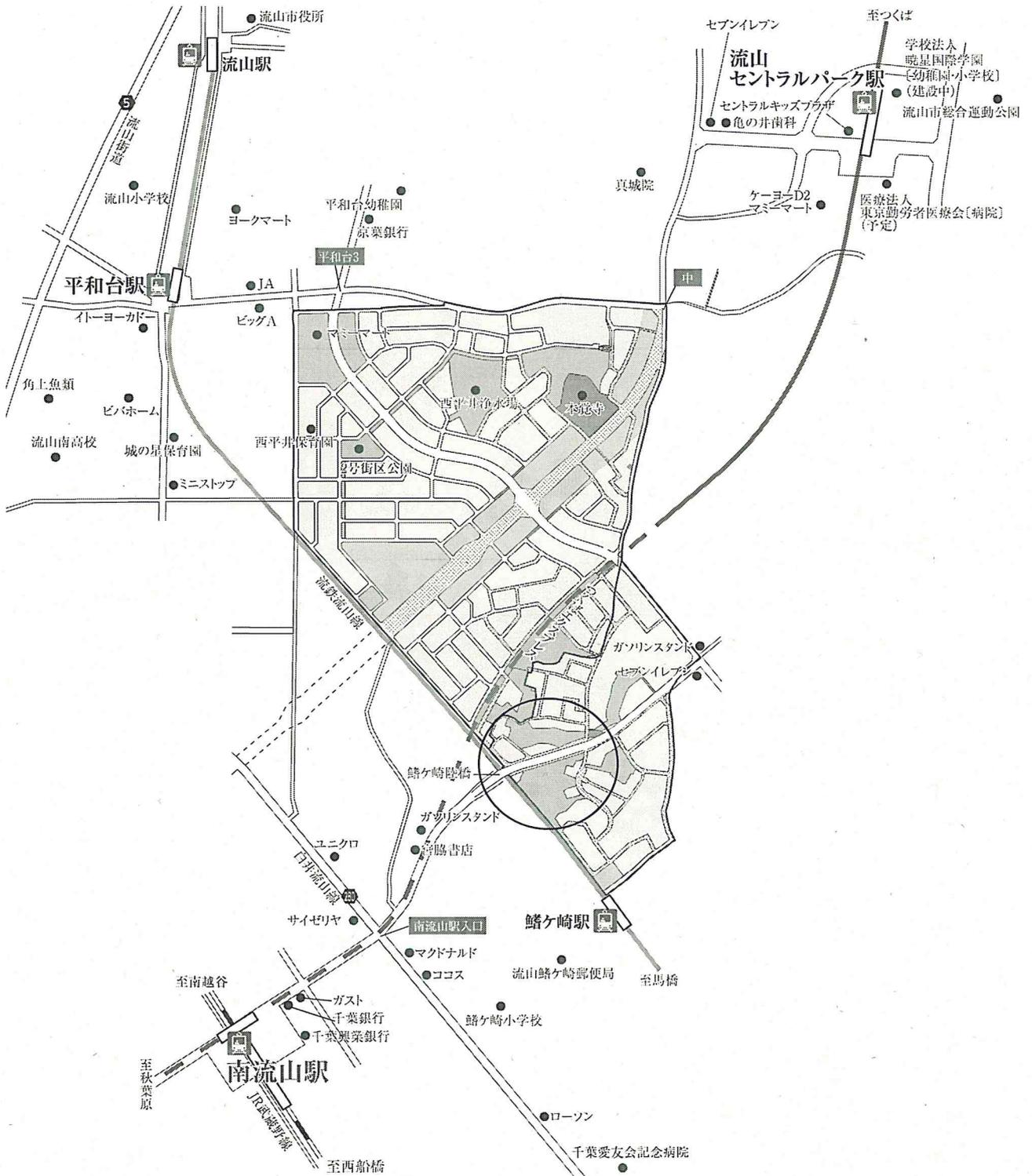
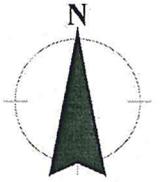
- |          |  |
|----------|--|
| (1) 種 目  | 土地                                       |
| (2) 所 在  | 流山市大字鱈ヶ崎1036番16ほか38筆                     |
| (3) 面 積  | 10,123.20平方メートル                          |
| 2 取得目的   | (仮称) 鱈ヶ崎地区緑地用地の取得                        |
| 3 取得金額   | 462,569,519円                             |
| 4 取得の相手方 | 流山市平和台1丁目1番地の1<br>流山市土地開発公社<br>理事長 石原 重雄 |

参考資料

土地目録

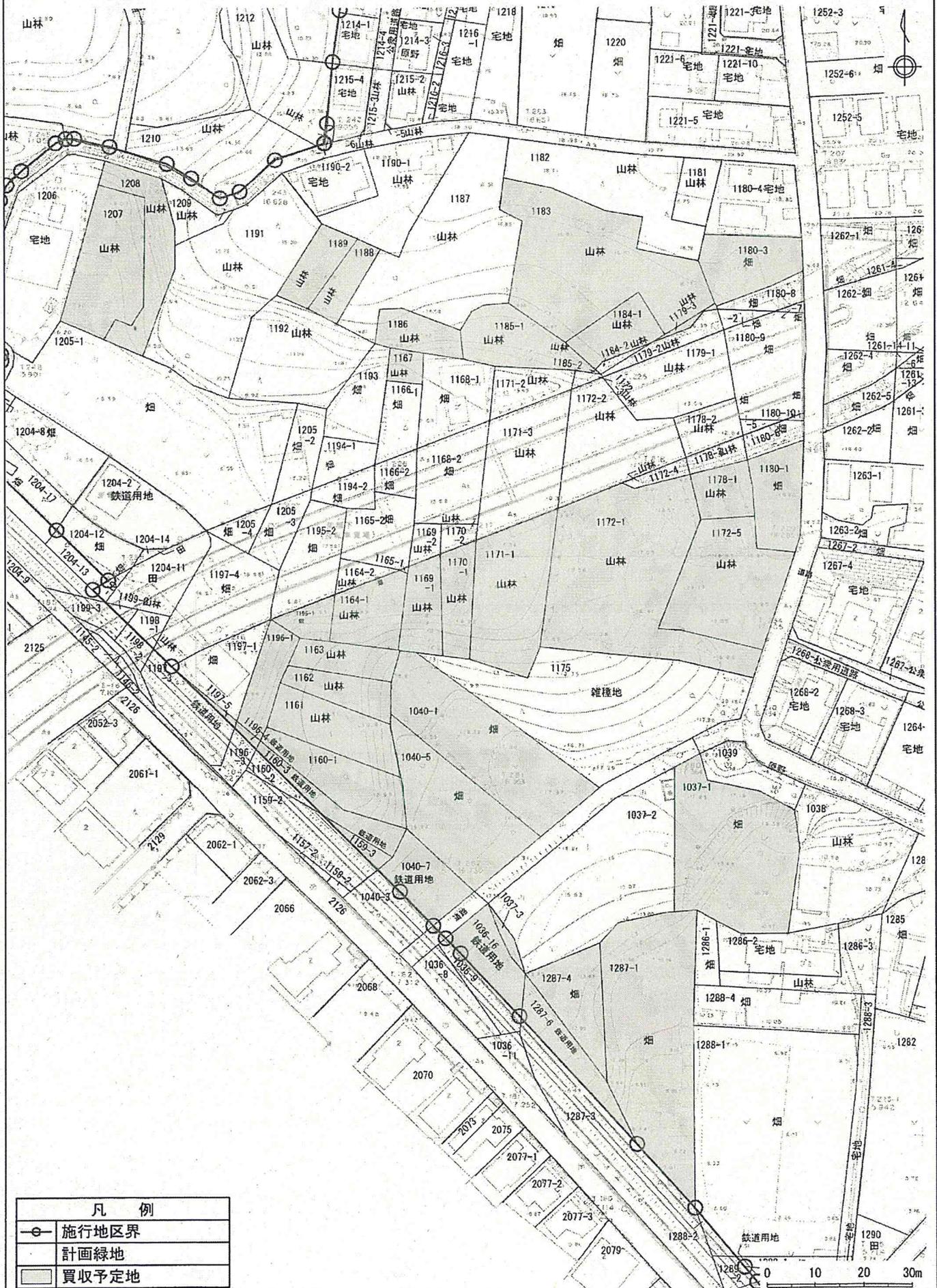
番号	所在	地目	地積（平方メートル）
1	流山市鱒ヶ崎字塚ノ腰台1036番16	鉄道用地	167.49
2	流山市鱒ヶ崎字塚ノ腰台1037番1	畑	734.81
3	流山市鱒ヶ崎字塚ノ腰台1040番1	畑	648.64
4	流山市鱒ヶ崎字塚ノ腰台1040番7	鉄道用地	188.96
5	流山市鱒ヶ崎字塚ノ腰1160番3	鉄道用地	108.70
6	流山市鱒ヶ崎字塚ノ腰1164番1	山林	197.39
7	流山市鱒ヶ崎字塚ノ腰1165番1	畑	1.59
8	流山市鱒ヶ崎字塚ノ腰1169番1	山林	156.90
9	流山市鱒ヶ崎字塚ノ腰1170番1	山林	167.04
10	流山市鱒ヶ崎字塚ノ腰1171番1	山林	449.31
11	流山市鱒ヶ崎字塚ノ腰1172番1	山林	1041.87
12	流山市鱒ヶ崎字塚ノ腰1172番5	山林	496.35
13	流山市鱒ヶ崎字塚ノ腰1180番1	畑	209.00
14	流山市鱒ヶ崎字塚ノ腰1183番	山林	807.56
15	流山市鱒ヶ崎字塚ノ腰1185番1	山林	231.96
16	流山市鱒ヶ崎字塚ノ腰1186番	山林	142.23
17	流山市鱒ヶ崎字塚ノ腰1188番	山林	105.30
18	流山市鱒ヶ崎字塚ノ腰1189番	山林	122.93
19	流山市鱒ヶ崎字塚ノ腰1195番1	畑	73.33
20	流山市鱒ヶ崎字塚ノ腰1196番1	山林	143.28
21	流山市鱒ヶ崎字塚ノ腰1196番4	鉄道用地	10.50
22	流山市鱒ヶ崎字塚ノ腰1207番	山林	424.06
23	流山市鱒ヶ崎字塚ノ腰1208番	山林	227.61
24	流山市鱒ヶ崎字塚ノ腰1287番6	鉄道用地	164.09
25	流山市鱒ヶ崎字塚ノ腰台1040番5	畑	481.73
26	流山市鱒ヶ崎字塚ノ腰1160番1	山林	252.06
27	流山市鱒ヶ崎字塚ノ腰1161番	山林	290.01
28	流山市鱒ヶ崎字塚ノ腰1162番	山林	155.59
29	流山市鱒ヶ崎字塚ノ腰1163番	山林	114.91
30	流山市鱒ヶ崎字塚ノ腰1180番3	畑	234.26
31	流山市鱒ヶ崎字塚ノ腰1184番1	山林	173.91
32	流山市鱒ヶ崎字塚ノ腰1179番3	山林	12.11
33	流山市鱒ヶ崎字塚ノ腰1287番1	畑	896.27
34	流山市鱒ヶ崎字塚ノ腰台1037番3	鉄道用地	13.45
35	流山市鱒ヶ崎字塚ノ腰1159番3	鉄道用地	50.48
36	流山市鱒ヶ崎字塚ノ腰1197番5	鉄道用地	12.23
37	流山市鱒ヶ崎字塚ノ腰1167番	山林	56.25
38	流山市鱒ヶ崎字塚ノ腰1178番1	山林	125.93
39	流山市鱒ヶ崎字塚ノ腰1287番4	畑	233.11
計			10,123.20

# 案内図



# 位置図

130820



## 凡例

	施行地区界
	計画緑地
	買収予定地

議案第 68 号

平成24年度流山市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定によ  
り、平成24年度流山市介護保険特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委  
員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成25年9月5日提出

流山市長 井 崎 義 治

議案第 69 号

平成24年度流山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成24年度流山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成25年9月5日提出

流山市長 井崎 義治

議案第 70 号

流山市高齢者福祉センター森の倶楽部の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

流山市高齢者福祉センター森の倶楽部の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成25年9月5日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 流山市高齢者福祉センター森の倶楽部の管理を指定管理者に行わせるためである。

流山市高齢者福祉センター森の倶楽部の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

流山市高齢者福祉センター森の倶楽部の設置及び管理に関する条例（昭和47年流山市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第13条を第15条とする。

第12条の見出しを「（利用料金）」に改め、同条第1項中「別表に定めるところにより使用料を」を「当該施設及び附属設備の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に」に改め、同条第3項中「使用料」を「利用料金」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「前項の使用料」を「利用料金」に改め、同項を同条第4項とし、同条1項の次に次の2項を加え、同条を第14条とする。

- 2 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。
- 3 市長は、利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。

第11条第1項各号列記以外の部分中「市長」を「指定管理者」に、「第9条」を「第11条」に改め、同項第2号中「第9条」を「第11条」に改め、同条第2項中「市」を「市及び指定管理者」に改め、同条を第13条とする。

第10条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第12条とする。

第9条第1項中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第11条とする。

第8条を第10条とし、第7条を第9条とし、第6条を第8条とし、第5条の次に次の2条を加える。

（指定管理者による管理）

第6条 市は、森の倶楽部の設置目的を効果的に達成するため、法人その他の団体であって市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に森の倶楽部の管理を行わせるものとする。

- 2 前項の規定による指定管理者の指定手続等については、流山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年流山市条例第27号）の定めるところによる。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第7条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1）森の倶楽部の施設及び設備の維持管理に関すること。

- (2) 第5条に規定する事業の実施に関すること。
- (3) 第11条に規定する使用の許可に関すること。
- (4) 第12条に規定する使用の制限に関すること。
- (5) 第13条に規定する使用の制限又は許可の取消し若しくは停止に関すること。
- (6) 第14条に規定する利用料金の収受及び還付に関すること。

別表中「(第12条関係)」を「(第14条関係)」に、「使用料」を「利用料金」に、「第8条第2項」を「第10条第2項」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

##### (準備行為)

- 2 指定管理者の指定に関する手続及び指定管理者が管理を行うための準備行為は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても行うことができる。

##### (経過措置)

- 3 この条例による改正前の流山市高齢者福祉センター森の倶楽部の設置及び管理に関する条例第9条の規定により出された使用許可の申請又は同条の規定により受けた使用の許可であって、施行日以後の使用に係るものは、同日以後においては、この条例による改正後の流山市高齢者福祉センター森の倶楽部の設置及び管理に関する条例の相当規定によりなされたものとみなす。

議案第 71 号

流山市高齢者趣味の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正  
する条例の制定について

流山市高齢者趣味の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例を別紙のとおり制定する。

平成25年9月5日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 流山市高齢者趣味の家の管理を指定管理者に行わせるため  
である。

## 流山市高齢者趣味の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

流山市高齢者趣味の家の設置及び管理に関する条例（昭和55年流山市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中「東深井」を「大字東深井」に改める。

第14条を第16条とし、第13条を第15条とし、第12条を第14条とする。

第11条の見出しを「（利用料金）」に改め、同条第1項本文中「使用料」を「利用料金」に改め、同項ただし書中「使用について、同表に定める使用料を納入しなければならない」を「使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 利用料金の額は、別表区分の欄に掲げる設備の区分に応じて同表に定める額の範囲内で指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

第11条第3項中「使用料」を「利用料金」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。

第11条を第13条とする。

第10条第1項各号列記以外の部分中「市長」を「指定管理者」に、「第8条」を「第10条」に改め、同項第2号中「第8条第2項」を「第10条第2項」に改め、同条第2項中「市」を「市及び指定管理者」に改め、同条を第12条とする。

第9条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第11条とする。

第8条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第10条とし、第5条から第7条までを2条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の2条を加える。

（指定管理者による管理）

第5条 市は、趣味の家の設置目的を効果的に達成するため、法人その他の団体であって市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に趣味の家の管理を行わせるものとする。

2 前項の規定による指定管理者の指定手続等については、流山市公の

施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年流山市条例第27号）の定めるところによる。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1）趣味の家の施設及び設備の維持管理に関すること。
- （2）第4条に規定する事業の実施に関すること。
- （3）第10条に規定する使用の許可に関すること。
- （4）第11条に規定する使用の制限に関すること。
- （5）第12条に規定する使用の禁止及び許可の取消しに関すること。
- （6）第13条に規定する利用料金に関すること。

別表中「（第7条、第11条関係）」を「（第9条、第13条関係）」に、「使用料」を「利用料金」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 指定管理者の指定に関する手続及び指定管理者が管理を行うための準備行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

（経過措置）

- 3 この条例による改正前の流山市高齢者趣味の家の設置及び管理に関する条例第8条の規定により出された使用許可の申請又は同条の規定により受けた使用の許可であって、施行日以後の使用に係るものは、同日以後においては、この条例による改正後の流山市高齢者趣味の家の設置及び管理に関する条例の相当規定によりなされたものとみなす。

議案第 72 号

流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
を別紙のとおり制定する。

平成25年9月5日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 江戸川台第2学童クラブ、江戸川台第3学童クラブ及び第2  
おおたかの森ルームを設置するほか、江戸川台学童クラブ及び  
おおたかの森ルームの名称の変更をするためである。

流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例

流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例（平成23年流山市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条の表江戸川台学童クラブの項学童クラブ名の欄中「江戸川台学童クラブ」を「江戸川台第1学童クラブ」に改め、同項の次に次のように加える。

江戸川台第2学童クラブ	流山市江戸川台東3丁目11番地
江戸川台第3学童クラブ	流山市江戸川台東3丁目11番地

第3条の表おおたかの森ルームの項学童クラブ名の欄中「おおたかの森ルーム」を「第1おおたかの森ルーム」に改め、同項の次に次のように加える。

第2おおたかの森ルーム	流山市十太夫186番地
-------------	-------------

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 この条例による改正後の流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例（江戸川台第1学童クラブ、江戸川台第2学童クラブ、江戸川台第3学童クラブ、第1おおたかの森ルーム及び第2おおたかの森ルームに係る部分に限る。）に基づく学童クラブへの入所等のための申請、許可その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議案第 74 号

平成24年度流山市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成24年度流山市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成25年9月5日提出

流山市長 井崎 義治

議案第 75 号

和解について

東京高等裁判所平成25年（ネ）第2157号損害賠償請求控訴事件  
について、別紙のとおり和解する。

平成25年9月5日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 裁判所から提示された和解案にのっとり、和解するためである。

## 和解について

### 1 事件名

東京高等裁判所平成25年（ネ）第2157号  
損害賠償請求控訴事件

### 2 事件の概要

平成19年11月19日に流山市クリーンセンターリサイクル館において、可燃粗大ごみを受入ホッパーにフォークリフトで投入する際に、運転管理業務委託を受託していたテスコ株式会社の従業員（故）〇〇〇〇氏が運転するフォークリフトがホッパーに転落し、同人が死亡した事故について、同社の安全衛生体制の不備並びに流山市のリサイクル館の設置及び管理の瑕疵並びに安全配慮義務違反により発生したものであるとして、同人の遺族である〇〇〇〇氏及び〇〇〇〇氏から損害賠償の請求の訴えが東京地方裁判所になされたところ、同裁判所においては、同社に責任があるとして遺族に対する損害を賠償するよう命じ、流山市には責任がないとした判決がなされたが、遺族はこれらの判決内容を不服として控訴した。

控訴審における1回目の口頭弁論以降、東京高等裁判所から、

4 和解条項のとおり強い和解勧告を受けた。

### 3 当事者

- (1) 控 訴 人 流山市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇  
〇〇〇〇〇  
〇〇〇〇〇（法定代理人親権者 〇〇〇〇〇）
- (2) 被 控 訴 人 東京都新宿区信濃町34番地 トーシンビル  
テスコ株式会社  
流山市
- (3) 補助参加人 東京都大田区羽田旭町11番1号  
株式会社荏原製作所

### 4 和解条項

- (1) 控訴人らに対し、和解金として、被控訴人テスコ株式会社は合計3200万円、被控訴人流山市は合計400万円、補助参加人株式会社荏原製作所は合計400万円の各支払義務のあることを認める。

- (2) 被控訴人らは、控訴人らに対し、それぞれ前号記載の金員を、平成25年10月31日限り、控訴人ら指定の銀行口座に振り込む方法で支払う。ただし、振込手数料は、その振込みをする被控訴人らの負担とする。
- (3) 被控訴人らが前項記載の金員の支払を怠ったときは、その支払を怠った被控訴人らは、控訴人らに対し、第1号記載の金員から既払金を控除した残額及びこれに対する平成25年11月1日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金を直ちに支払う。
- (4) 控訴人らは、その余の請求をいずれも放棄する。
- (5) 控訴人ら及び被控訴人らは、本件に関し、控訴人らと被控訴人らとの間及び被控訴人ら相互の間に、本和解条項に定めるほかに債権債務がないことを確認する。
- (6) 訴訟費用（和解費用、補助参加費用を含む。）は、第1、第2審を通じ、各自の負担とする。

議案第 78 号

平成24年度流山市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定  
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定によ  
り、平成24年度流山市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を、別  
冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成25年9月5日提出

流山市長 井 崎 義 治

議案第 79 号

平成24年度流山市公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成24年度流山市公共下水道特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成25年9月5日提出

流山市長 井崎 義治

議案第 80 号

平成24年度流山市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成24年度流山市水道事業会計決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成25年9月5日提出

流山市長 井崎 義治

議案第 81 号

流山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

流山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成25年9月5日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 地区計画の変更を行った区域における建築物に関する制限について、変更後の地区計画の内容に合わせるためである。

流山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

流山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成16年流山市条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第2新市街地センター地区地区整備計画区域の項、同表新市街地東地区地区整備計画区域の項計画住宅地区Cの目、同項沿道市街地地区Aの目及び同項沿道市街地地区Bの目、同表新市街地西地区地区整備計画区域の項計画住宅地区Cの目、同項沿道市街地地区Aの目及び同項沿道市街地地区Bの目、同表新市街地南地区地区整備計画区域の項沿道市街地地区Aの目、同表新市街地北地区地区整備計画区域の項沿道市街地地区Aの目及び同項沿道市街地地区Bの目、同表運動公園中央地区地区整備計画区域の項共同住宅地区の目、同項沿道市街地地区Aの目及び同項商業・業務地区Aの目、同表運動公園北地区地区整備計画区域の項沿道市街地地区Aの目、同表運動公園東地区地区整備計画区域の項沿道市街地地区Aの目、同表運動公園南地区地区整備計画区域の項沿道市街地地区Aの目及び同項沿道市街地地区Dの目並びに同表西平井・鱈ヶ崎地区地区整備計画区域の項住宅地区の目、同項沿道市街地地区Aの目及び同項商業・業務地区Aの目中「畜舎」の次に「（動物病院、ペットショップ等で、動物の収容の用に供する部分の床面積の合計が15平方メートル以下のものを除く。）」を加え、同表木地区地区整備計画区域の項中

「

計画住宅地区E	(1) ホテル又は旅館 (2) ボウリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場 (3) カラオケボックスその他これに類するもの (4) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (5) 自動車教習所
---------	---

	<ul style="list-style-type: none"> <li>(6) 畜舎</li> <li>(7) 自動車車庫（建築物に附属するものを除く。）</li> <li>(8) 公衆浴場</li> </ul>
--	---

を  
「

商業・業務地区C	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 住宅</li> <li>(2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの</li> <li>(3) 寄宿舍又は下宿</li> <li>(4) 共同住宅（1階及び2階の部分を店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものを除く。）</li> <li>(5) 倉庫業を営む倉庫</li> <li>(6) 畜舎（動物病院、ペットショップ等で、動物の収容の用に供する部分の床面積の合計が15平方メートル以下のものを除く。）</li> <li>(7) ホテル又は旅館</li> <li>(8) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</li> <li>(9) 自動車教習所</li> <li>(10) 自動車車庫（建築物に附属するものを除く。）</li> <li>(11) 公衆浴場</li> <li>(12) 工場（パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むものを除く。）</li> </ul>
----------	--

に改め、同項沿道市街地地区Aの目及び同項沿道市街地地区Cの目中「畜舎」の次に「（動物病院、ペットショップ等で、動物の収容の用に

供する部分の床面積の合計が15平方メートル以下のものを除く。)」  
を加える。

別表第4 木地区地区整備計画区域の項中

「

計画住宅地区E	300平方メートル
---------	-----------

」

を

「

商業・業務地区C	10,000平方メートル
----------	--------------

」

に改める。

別表第5 木地区地区整備計画区域の項 <sup>計画住宅地区D</sup> の目中「計画  
住宅地区E」を削り、同日ウの欄中「1号壁面線においては5メートル

以上」を「1号壁面線において、戸建住宅以外の用途に供する建築物を  
建築する場合は、5メートル以上」に改め、同項に次のように加える。

商業・業務地区C	建築物の外壁等の面から前面道路 の境界線までの距離は、5メートル 以上とする。
----------	---

別表第6 西平井・鱈ヶ崎地区地区整備計画区域の項の次に次のように  
加える。

木地区地区整備計画区域	商業・業務地区C	30メートル
-------------	----------	--------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 82 号

流山市下水道条例の一部を改正する条例の制定について  
流山市下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成25年9月5日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 責任技術者の定義を改めるためである。

## 流山市下水道条例の一部を改正する条例

流山市下水道条例（昭和60年流山市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第10号中「社団法人日本下水道協会」を「公益社団法人日本下水道協会」に、「が実施する下水道排水設備工事責任技術者認定試験に合格し、県協会に登録している者」を「に排水設備工事責任技術者として登録されている者」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

#### （責任技術者に係る経過措置）

2 この条例の施行の際、千葉県下水道協会に排水設備工事責任技術者として登録されている者は、この条例による改正後の流山市下水道条例第3条第10号の責任技術者とみなす。

議案第 83 号

流山市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について  
流山市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成25年9月5日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 消防法施行令の一部改正による条項の移動に伴い、流山市火災予防条例が引用する同令の条項について整合を図るためである。

流山市火災予防条例の一部を改正する条例

流山市火災予防条例（昭和37年流山市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第29条の4第4項中「第37条第7号から第7号の3まで」を「第37条第4号から第6号まで」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第 84 号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、別紙路線を市道に認定するものとする。

平成25年9月5日提出

流山市長 井崎 義治

整理 番号	路線番号	路 線 名	起 点 終 点	重要な 経過地
1	03505	東深井5号歩行者専用道路	東深井字赤土409番9	
			同 所423番3	



議案第 85 号

平成24年度流山市一般会計歳入歳出決算認定について  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定によ  
り、平成24年度流山市一般会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見  
を付けて議会の認定に付する。

平成25年9月5日提出

流山市長 井崎 義治

報告第 18 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成25年9月5日報告

流山市長 井崎 義治

報告理由 南流山駅南口の自転車駐車場内にある市有の建物（放置自転車対策係員詰所）が突風により吹き飛び、駐車してあった相手方車両を破損したことによる物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するためである。



報告第 19 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成25年9月5日報告

流山市長 井崎 義治

報告理由 市有消防自動車による人身及び物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するためである。

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

平成25年7月3日

流山市長 井 崎 義 治

### 記

- |   |           |  |
|---|-----------|--|
| 1 | 事 故 名     | 東消防署職員が運転する消防自動車と相手方自転車の接触による人身事故            |
| 2 | 事故発生年月日   | 平成25年4月22日                                   |
| 3 | 事故発生場所    | 柏市東中新宿1丁目2番地3号地先                             |
| 4 | 事故の相手方    | 柏市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇<br>〇〇〇〇〇（親権者）<br>〇〇〇〇〇（自転車運転者） |
| 5 | 解 決 方 法   | 和解による。                                       |
| 6 | 和解成立年月日   | 平成25年7月3日                                    |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。                           |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 69,394円                                      |

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

平成25年7月3日

流山市長 井 崎 義 治

### 記

- |   |                 |                                       |
|---|-----------------|---------------------------------------|
| 1 | 事 故 名           | 東消防署職員が運転する消防自動車と相手方自<br>転車の接触による物損事故 |
| 2 | 事故発生年月日         | 平成25年4月22日                            |
| 3 | 事故発生場所          | 柏市東中新宿1丁目2番3号地先                       |
| 4 | 事故の相手方<br>（所有者） | 柏市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇<br>〇〇〇〇〇                |
| 5 | 解 決 方 法         | 和解による。                                |
| 6 | 和解成立年月日         | 平成25年7月3日                             |
| 7 | 和 解 の 要 旨       | 相手方の損害額19,800円のうち、<br>13,860円を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額       | 13,860円                               |

報告第 20 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成25年9月5日報告

流山市長 井崎 義治

報告理由 市道上の夜間安全施設の設置瑕疵による物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するためである。



